第2143号	READAS リーダァスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダァスクラブFAXニュース (2002年)平成14年 9月27日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町３－１－１０ 編集発行人：税理士 三輪 厚二 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

♤ 歯列矯正料の計上時期

Q：私は歯科医で、今年からは歯列矯正治療を専門に行うことにしました。矯正料は、矯正装置を装着した日に受領することにしていますが、治療終了までには３年程の期間が必要です。

ところで、この矯正料収入はいつ計上することになるのでしょうか。

A：矯正装置の装着時に収入に計上することになります。

【解説】

人的役務の提供による収入金額の収入すべき時期は、原則としてその人的役務の提供を完了した時とされます。ただし、人的役務の提供による報酬を期間の経過又は役務の提供の程度に応じて収入する特約又は慣習がある場合には、その特約又は慣習によりその収入すべき事由が生じた時とされています。

ご質問の矯正料については、患者との契約に基づき矯正装置を装着した時に受領することとなっていますから、その装着した時が収入すべき時期に当たるものと考えられます。

ちなみに、患者の転居等による治療の中止に伴い、いったん収受した矯正料の一部を返還する場合があったとしても、それは患者の一方的な事情により後発的に生ずるものであり、その時に返還すべきことが具体的に確定したものと認められることから、その返還をした日の属する必要経費として取り扱うことになるものと思われます。